

|                    |                        |
|--------------------|------------------------|
| 令和2年6月23日午後6時23分執行 |                        |
| 執行者<br>官職氏名        | 警視庁大崎警察署<br>司法警察官 池田直人 |

|                 |  |
|-----------------|--|
| 東京地・区検<br>検 察 官 |  |
|-----------------|--|

令和2年特（わ）第858号

勾留 令和2年3月13日

起訴 令和2年3月31日

## 勾留期間更新決定

被告人 相嶋 静夫

勾留罪名 外国為替及び外国貿易法違反

起訴罪名 外国為替及び外国貿易法違反

被告人に対する勾留は、同人につき下記 2, 3 の理由があつて、なおこれを継続する必要があると認められるので、令和2年7月1日から、その期間を更新する。

## 記

- 1 定まった住居を有しない。
- 2 罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。
- 3 逃亡し、又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある。
- 4 死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪を犯したものである。
- 5 常習として長期3年以上の懲役又は禁錮に当たる罪を犯したものである。
- 6 氏名又は住居が分からない。
- 7 禁錮以上の刑に処する判決の宣告があつたものである。

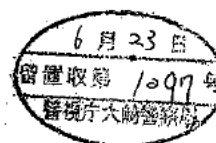
令和2年6月23日

東京地方裁判所刑事第14部

裁判官

宮 本

誠



2356